

総 政 企 第 87 号 平成31年3月18日

統計委員会委員長 西村 清 彦 殿

総務大臣 石 田 真



諮問第127号 賃金構造基本統計調査の変更について(諮問)

標記について、平成31年3月13日付け厚生労働省発政統0313第6号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

総務大臣殿



### 基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

賃金構造基本統計調査

主管部課	厚生労働省政策統括官付参事官付
	賃金福祉統計室
事務担当者	小梶 美幸
	電話 03-5253-1111 (内 7655)
4	e-mail:kokaji-miyuki@mhlw.go.jp



# 申請事項記載書

## 調査の名称

賃金構造基本統計調査

## 2 変更の内容

多文5.7/14		
変 更 案	変 更 前	変更理由
3 調査対象の範囲	3 調査対象の範囲	
(1) 地域的範囲	(1) 地域的範囲	除外する島しよ部を別表で明記す
全国 (ただし、 <u>別表の1に掲げる地域</u> を除く。)	全国(ただし、一部島しょ部を除く。)	% o
(2) 属性的範囲	(2) 属性的範囲	
ア事業所票	ア 事業所票	[宿泊業, 飲食サービス業」のうち
日本標準産業分類による「鉱業,採石業,砂利採取	日本標準産業分類による「鉱業,採石業,砂利採取	バー、キャバレー、ナイトクラブに
業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供	業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供	ついては、営業時間帯が夜間であ
給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便	給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便	ること等により、調査票の記入指
業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、	業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、	導、督促等の調査事務に支障が生
「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術	「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術	じ、調査コストが増加する一方、本
サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」 <u>(飲食店</u>	サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活	調査の調査対象範囲の事業所に雇
のうちバー, キャバレー, ナイトクラブを除く。)、	関連サービス業、娯楽業」(その他の生活関連サービ	用される常用労働者数のうち、当
「生活関連サービス業、娯楽業」(その他の生活関連	ス業のうち家事サービス業を除く。)、「教育,学習	該産業の事業所に雇用される常用
サービス業のうち家事サービス業を除く。)、「教	支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、	労働者数の比率は僅かであり、調
育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス	「サービス業(他に分類されないもの)」(外国公務	査結果に与える影響は軽微である
事業」、「サービス業 (他に分類されないもの)」	を除く。)に属する事業所であって、次に掲げる事業	と考えられることから、バー、キャ
(外国公務を除く。) に属する事業所であって、次に	14	バレー、ナイトクラブを調査対象
掲げる事業所		の範囲から除外することとする。

(ア) 常用労働者 10 人以上を雇用する事業所 (民営
の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法
律(昭和23年法律第257号)第2条第1号に規
定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関
係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3
条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所
に限る。)

- (イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所 (民営の事業所であって、常用労働者5人以上9 人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。)
- 4 報告を求める者
- (3) 報告義務者

調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業(以下「一括調査企業」という。)に属する調査事業所にあっては、一括調査企業を代表する者(以下「一括調査企業事業主」という。)。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)
- イ 個人票

(削條)

- (J) #
- ② 雇用形態
- ③ 就業形態 (常用労働者に限る。)
- 最終学歴(短時間労働者以外の常用労働者に限

(ア) 常用労働者 10 人以上を雇用する事業所(民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。)

(イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所 (民営の事業所であって、常用労働者5人以上9 人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。)

- 報告を求める者
- (3) 報告義務者
- 事業所の事業主

報告を求める事項及びその基準となる期目又は期間(1)報告を求める事項(詳細は調査票を参照)

/ 個人票

- ① 労働者の番号又は氏名
- (S) 性
- ③ 雇用形態
- ① 就業形態(常用労働者に限る。)
- ⑤ 最終学歴 (短時間労働者以外の常用労働者に限

本社一括調査の導入に伴い、一括 調査企業とそれ以外に分けて規定 する。 近年個人情報保護に対する意識が 高まっており、行政における個人 情報の取扱い状況が注視される 中、重大な個人情報漏洩のリスク を減らし、調査対象事業所の協力 を得やすくするため、調査事項か を得やすくするため、調査事項か

記入対象労働者を識別する番号等 なお、個人票の備考欄に事業所で (詳細は別添調査票参照) 障が出ないようにする。 を記入させることで、 ② 役職又は職種(役職については、常用労働者100人 建設 以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であっ て、別表の1に掲げる役職のものに限る。職種につ ⑩ 経験年数 (別表の2に掲げる職種の常用労働者に て、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用さ 通勤手当(製造業に属する事業所であって、常用 労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業, 小売 業,娯楽業、医療,福祉又はサービス業(他に分類 されないもの)に属する事業所であって、常用労働 者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働 業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であっ 業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス 業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス いては、別表の2に掲げる職種の労働者に限る。) 探石業,砂利採取業、 勤続年数(常用労働者に限る。) きまって支給する現金給与額 れる常用労働者に限る。) 労働者の種類(鉱業, 所定内実労働時間数 超過実労働時間数 超過労働給与額 実労働日数 年齢 限る。) 200 9 (2) 9 ③ 役職又は職種(役職については、常用労働者100人 施用 て、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用さ て、別表の2に掲げる役職のものに限る。職種につ 経験年数 (別表の3に掲げる職種の常用労働者に 労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業,小売 砂利採取業、建設 以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であっ されないもの)に属する事業所であって、常用労働 業,娯楽業、医療,福祉又はサービス業(他に分類 者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働 業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス 業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であっ 業、物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス いては、別表の3に掲げる職種の労働者に限る。) 通勤手当(製造業に属する事業所であって、 勤続年数(常用労働者に限る。) 労働者の種類(鉱業, 採石業, きまって支給する現金給与額 れる常用労働者に限る。) 所定内実労働時間数 超過実労働時間数 超過労働給与額 実労働日数 限る。) 200 6 (19) (2) 9

実査上の支

- ・ 精皆動手当(製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業,小売業、衛泊業,物品賃貸業、学術研究。専門・技術サービス業、信泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ⑤ 家族手当(製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業,小売業、物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ③ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額(常用 労働者に限る。)
- (9) 在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和26年 政令第319号)別表第1の上欄(特定技能の在留資格 にあっては、2の表の特定技能の項の下欄に掲げる 第1号又は第2号の区分を含む。)及び別表第2の上 欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。) (外国人(日本国との平和条約に基づき日本の国籍 を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3年法律第71号)に定める特別永住者及び出入国管

- ① 精皆勤手当(製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業,小売業、他品賃貸業、学術研究。専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業等,娯楽業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ③ 家族手当(製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業,小売業、物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業, 娯楽業、医療,福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ⑨ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額(常用 労働者に限る。)

面面

我が国で就労する外国人は年々増加しているところ、平成31年4月より新たな在留資格による外国人材の受け入れが開始されることから、さらなる増加が予想される。そのような中、関連政策を的確に展開するため、外国人労働者の就労状況、とりわけ賃金の実態を把

の在留資格をもって在留する者を除く。)である常用 埋及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用 労働者に限る。

握する必要があることから、外国

人について在留資格を調査する。

### 基準となる期日又は期間 (2)

のについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30 る場合には、6月の最終の給与締切日現在)の状況。た だし、(1) に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の 数、② 超過実労働時間数、③ きまって支給する現金給 当及び図家族手当については、6月1日から6月30日 までの期間 (給与締切日の定めがある場合には6月の最 期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の 前年の1月1日から12月31日までの期間 (調査を実施 する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労 は、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたも 与額、괼 超過労働給与額、⑤ 通勤手当、⑩ 精皆勤手 調査実施年の6月30日現在(給与締切日の定めがあ 終の給与締切日以前1箇月間)、 ⑩ 昨年1年間の賞与、 初任給額、イの⑩ 実労働日数、⑪ 所定内実労働時間 動者のうち、7月1日以前に雇用されたものについて 日までの期間) の状況

- 報告を求めるために用いる方法 9
- (1) 調査組織
- 一括調査企業に属する調査事業所
- (ア) 調査票の配布

2) 基準となる期日又は期間

る場合には、6月の最終の給与締切日現在)の状況。た のについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30 だし、(1) に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の 数、② 超過実労働時間数、② きまって支給する現金給 当及び®家族手当については、6月1日から6月30日 までの期間(給与締切日の定めがある場合には6月の最 期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の 前年の1月1日から12月31日までの期間 (調査を実施 する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労 は、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたも 与額、⑤ 超過労働給与額、⑩ 通動手当、⑰ 精皆勤手 調査実施年の6月30日現在(給与締切日の定めがあ 終の給与締切日以前1箇月間)、 ⑨ 昨年1年間の賞与、 ② 所定内実労働時間 動者のうち、7月1日以前に雇用されたものについて 例任給額、イの◎ 実労働日数、 日までの期間) の状況。

- 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

都道府県労働局 厚生労働省

調查員

- 調査票の配布は厚生労働省から 直接郵送により行うこととする。
- ・本社一括調査を導入し、全国に

厚生労働省 - 報告者		調査事業所を多数有する企業が希
(イ) 調査票の回収		望する場合は、厚生労働省が当該
厚生労働省 - (東京労働局) - 報告者		企業の本社に対して直接調査票の
イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所		送付・回収を行う。(一部の事業
(ア) 調査票の配布		所については、労働局経由で回収
厚生労働省一報告者		することがある。)
(イ) 調査票の回収		・調査の効率化の観点から、各労
厚生労働省一都道府県労働局一(労働基準監督署)		働局の実情に応じて、労働基準監
- (調査員・職員) -報告者		督署を経由せず労働局一括で調査
		を行うことが可能であることを明
		確にする。
(2) 調査方法	(2) 調査方法	
(■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 ■その他	(■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他	
((職員))		
(削條)	<u>了</u> 調査実施者	記載の整理を行う。
	(ア) 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必	
	要な指導、調査票の配布その他調査の実施に伴う事	
	務の一部を都道府県労働局長に行わせる。	
	(イ) 都道府県労働局長は、(ア) の事務の一部を行う	
	とともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。	
	(ウ) 労働基準監督署長は、(イ) の事務の一部を行	
	20	
(削條)	4 調査従事者	記載の整理を行う。
	(ア) 調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の	
ア統計調査員	職員が従事する。	
調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。	(イ) 調査の事務に従事させるため、統計調査員をお	

- (ア) 統計調查員は、都道府県労働局長が任命する。
- (イ) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の<u>取集、審査</u>その他調査の実施に伴う事務に従事する。
- 調査票の作成及び提出
- (ア) 厚生労働大臣は、報告義務者に対して調査票を配布する。
- (イ) <u>報告義務者</u>は、調査票に記入し、事業所票を3 部、個人票を2部、<u>次の各号の区分により</u>提出す -
- ①一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業 所の事業主

都道府県労働局長又は労働基準監督署長

2)一括調査企業事業主

厚生労働大臣又は東京労働局長

なお、調査票の提出は、原則として郵送により行う ものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合 は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又 は統計調査員が調査票を取集するものとする。 (ウ) ① 労働基準監督署長は、(イ) ①により提出され た調査票を審査し、これを取りまとめ、都道府 県労働局長が定める期限までに都道府県労働局 長に提出する。

a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。 これまでも「事業主に対する必要 b 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を な指導」や「調査票の審査」につ受けて調査票の配布、調査票の取りまとめその他 いては統計調査員が行っていた

が、引き続き統計調査員が実施す

ることを明確にする。

ウ 調査票の作成及び提出

調査の実施に伴う事務に従事する。

- (ア) 都道府県労働局長は、調査事業所の事業主に対して調査票を配布する。
- (イ) <u>調査票の配布を受けた事業主</u>は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、<u>都道府県労働局長</u>に提出する。

調査票の回収は、原則は郵送としつ、統計精度を確保するために 中に調査票の回収に尽力する必要 があると考えられる事業所につい ては、都道府県労働局長が必要と 出された調 認める範囲で、職員又は統計調査 所票及び個 員の訪問による取集を併用する。

(ウ) 都道府県労働局長は、(イ) により提出された調 査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個 人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部 及び個人票の1部を厚生労働大臣に提出する。

② 都道府県労働局長は、(イ) <u>及び(ウ)</u> ①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。

③ 厚生労働大臣は、(イ) ②により提出された調査票を審査するとともに、当該調査票及び(ウ) ②により提出された調査票を審査集計する。

### <sup>7</sup> 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 報告を求める期間

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。

- 双告義務者は、調査票を調査実施年の7月31日までに提出する(提出先は6(2)イ(イ)のとおり。)。
- イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、

## 五 立入検査

項ずれに伴う修正。

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定により、調査のため、過費な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 報告を求める期間

- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 毎年7月1日から7月31日まで実施する。
- ア <u>調査票の配布を受けた事業主は、</u>調査票を調査実施 年の7月31日までに<u>都道府県労働局長に</u>提出する。
- イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、

都道府県労働局における業務量の変動や災害の発生等に応じて、柔軟に期限を変更できるよう、「厚生労働大臣が定める期限」と記載して、厚生労働省から都道府県労

これを取りまとめ、 <u>厚生労働大臣が定める期限までに</u> 厚生労働大臣に提出する。	これを取りまとめ、調査実施年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。	働局に対し具体的な期日を通知する。 る。
8 集計事項	8 集計事項	
(1) 全国に関する事項	(1) 全国に関する事項	
① 常用労働者に関する事項	① 常用労働者に関する事項	
ア 一般労働者 (短時間労働者を除いたもの) に関す	ア 一般労働者 (短時間労働者を除いたもの) に関す	
る事項	る事項	
(人) ~ (中) 唇	(人) ~ (人) 器	
(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)	(追加)	在留資格区分に係る集計事項を追
在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別		加する。
平均年齡、平均勤続年数、平均月間所定内実労		
働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月		
聞きまって支給する現金給与額、平均月間所定		
内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与		
額及び労働者数		
(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与		
(有等)		
在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、		
<u> </u>		
間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数		
(七) (在留資格区分別所定内給与額分布)		
在留資格区分、所定内給与網階級別労働者数		
及び分布特性値		
(义) (初任給額等)	(之) (初任給額等)	,
産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新	産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新	

がよっていることでは、	規学卒労働者数(ス)(初任総額の分布)	者数 [の分布]		
がいる。	(本)	ディン・エー・ファイン・アール 産業、企業規模、性、学歴、初新規学卒労働者数及び分布特性値	でガードに	
短時間労働者に関する事項	イ 短時間労働者に関する事項	こ関する事項	7	
(ア) ~ (エ) 略	$(\mathcal{T}) \sim (\mathcal{H})$	略		
(オ) (短時間労働者の在留資格区分別11時間当たり所定内給与額等)	(追加)			在留資格区分に係る集計事項を追加する
在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、				9
平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日	-			
当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり				
所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別				
給与額及び短時間労働者数				
	10 使用する統計基準			
調査対象の範囲の <u>画定及び集計結果の産業別表章におい</u>	調査対象の範囲の確定及び集計結果の産業別表章におい	定及び集計結果の]	産業別表章におい	誤記のため修正。
ては、日本標準産業分類を使用する。	ては、日本漂準産業分類を使用する。	子使用する。		
調査票情報の保存期間及び保存責任者	11 調査票情報の保存期間及び保存責任者	引及び保存責任者		
保存期間保存責任者		保存期間	保存責任者	
調査実施年の厚生労働省賃金	60 (2) 0 <u>7</u>	調査実施年の	厚生労働省賃金	「6調査方法」の項ずれに伴う修
6月30日から 福祉統計官	0 (2) (2) W	6月30日から	福祉統計官	띰
2年間	提出された調査	2年間		
	60 (2) 00¢	<u></u> 永年	厚牛労働省政策	

60 (2) OL	永年	厚生労働省政策	0 (4) (27)		統括官付参事官	
O(1) OQX		統括官付参事官	提出された調査		(企画調整担	
は(ウ)の②に		(企画調整担	票を収録した電		(無	
より <u>厚生労働大</u>	,	(無	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			
臣に提出された						
調査票を収録し			6の(2)の立	調査実施年の	都道府県労働局	
た電磁的記録			の(力) により	6月30日から	承	
	調査実施年の	都道府県労働局	保管する調査票	1年間		
	6月30日から	政				
より保管する調	1年間					
除外される地域			. (印色)			調査対象範囲から除外する地域を
奥尻郡、	苫前和冈孙幌町0	與尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及				明確にする。
び大字場	び大字焼尻、礼文郡、利尻郡	<u>/ 阮郡</u>				
利島村、	利島村、新島村、神津島村、	<b>詩村、三宅村、御</b>				
厳島村、		詩村、小笠原村				
佐世保計	†のうち字久町、	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎				
戸町江島	<b>島及び崎戸町平</b> 島	戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のう				
ち小値賀町	<b>賀町</b>					
西之表市	f、薩摩川内市の	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上				
<b>飯町、</b>	里町及び下鰤町、	鮨町、里町及び下館町、鹿児島郡、熊毛				
郡、大島	郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、	うち大字与路、大				
字池地及	及び大字請阿室、	字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜				
界町、徳	善之島町、天城町	界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊				

<ul> <li>一一、知名町及び与論町</li> <li>一一、知名町及び与論町</li> <li>一一、一一、一一</li> <li>一一、一一、一一</li> <li>一一、一一、一一</li> <li>一一、一一、一一</li> <li>一一、一一、一一</li> <li>一一、一一、一一</li> <li>一一、一一</li> <li>一一</li> <li>一一、一一</li> <li>一一</li> <li>一</li> <li>一&lt;</li></ul>		
5   調査する役職 (略)   (略)   (略)   (略)   (略)   (14)   (15)	1 調査する役職 (略)	別表の1の追加に伴う番号ずれの 修正。
3 調査する職種 (略)	<ul><li>2 調査する職種</li><li>(略)</li></ul>	

### 調査計画 (変更後)

調査の名称
 賃金構造基本統計調査

### 2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国(ただし、別表の1に掲げる地域を除く。)

### (2) 属性的範囲

ア 事業所票

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」(飲食店のうちバー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)、「生活関連サービス業、娯楽業」(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(外国公務を除く。)に属する事業所であって、次に掲げる事業所

- (ア) 常用労働者 10 人以上を雇用する事業所(民営の事業所及び行政執行法人の労働 関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号に規定する行政執行法 人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条 第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。)
- (イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所(民営の事業所であって、常用 労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。)

### イ 個人票

上記事業所に雇用される労働者(船員法(昭和22年法律第100号)第1条の規定による船員を除く。)

### 4 報告を求める者

### (1)数

ア事業所票

約8万事業所(母集団約140万事業所)

イ 個人票

約 170 万人 (母集団約 4200 万人)

(注)母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

### (2) 選定の方法(□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。

### ア 事業所票

事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

### イ 個人票

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

### (3)報告義務者

調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業(以下「一括調査企業」 という。)に属する調査事業所にあっては、一括調査企業を代表する者(以下「一括調 査企業事業主」という。)。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1)報告を求める事項(詳細は調査票を参照)

### ア 事業所票

- ① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- ② 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ③ 事業所の雇用形態別労働者数
- ④ 企業全体の常用労働者数
- ⑤ 新規学卒者の初任給額及び採用人員(民営の事業所に限る。)

### イ 個人票

- ① 性
- ② 雇用形態
- ③ 就業形態(常用労働者に限る。)
- ④ 最終学歴(短時間労働者以外の常用労働者に限る。)
- ⑤ 年齢
- ⑥ 勤続年数(常用労働者に限る。)
- ⑦ 労働者の種類(鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ⑧ 役職又は職種(役職については、常用労働者 100 人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、別表の2に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の3に掲げる職種の労働者に限る。)
- ⑨ 経験年数 (別表の3に掲げる職種の常用労働者に限る。)
- ⑩ 実労働日数
- ⑪ 所定内実労働時間数
- ⑫ 超過実労働時間数
- ③ きまって支給する現金給与額
- ⑭ 超過労働給与額
- ⑤ 通勤手当(製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業 所及び卸売業,小売業、物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業, 飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、医療,福祉又はサービス業(他に 分類されないもの)に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業 所に雇用される常用労働者に限る。)

- ⑩ 精皆動手当(製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業,小売業、物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、医療,福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ① 家族手当(製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- 18 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額(常用労働者に限る。)
- 19 在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄 (特定技能の在留資格にあっては、2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又 は第2号の区分を含む。)及び別表第2の上欄の在留資格をいう。以下この号にお いて同じ。)(外国人(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の 出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者及び出入国 管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する 者を除く。)である常用労働者に限る。)

### (2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在)の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の初任給額、イの⑩ 実労働日数、⑪ 所定内実労働時間数、⑫ 超過実労働時間数、⑬ きまって支給する現金給与額、⑭ 超過労働給与額、⑮ 通勤手当、⑯ 精皆勤手当及び⑰ 家族手当については、6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間)、⑱ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間(調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間)の状況。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 - 報告者

(イ)調査票の回収

厚生労働省 - (東京労働局) - 報告者

- イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所
- (ア)調査票の配布

厚生労働省一報告者

(イ)調査票の回収

厚生労働省一都道府県労働局一(労働基準監督署)ー(調査員・職員)ー報告者

### (2)調查方法

(■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 ■その他(職員))

### ア 統計調査員

調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

- (ア) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。
- (イ)統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に 対する必要な指導、調査票の取集、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。

### イ 調査票の作成及び提出

- (ア) 厚生労働大臣は、報告義務者に対して調査票を配布する。
- (イ)報告義務者は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、次の各号の 区分により提出する。
  - ①一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所の事業主 都道府県労働局長又は労働基準監督署長
  - ②一括調查企業事業主

厚生労働大臣又は東京労働局長

なお、調査票の提出は、原則として郵送により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を取集するものとする。

- (ウ) ① 労働基準監督署長は、(イ) ①により提出された調査票を審査し、これを 取りまとめ、都道府県労働局長が定める期限までに都道府県労働局長に提出 する。
  - ② 都道府県労働局長は、(イ)及び(ウ)①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。
  - ③ 厚生労働大臣は、(イ)②により提出された調査票を審査するとともに、当該調査票及び(ウ)②により提出された調査票を審査集計する。

### ウ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### 7 報告を求める期間

(1)調査の周期

1年

(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。

ア 報告義務者は、調査票を調査実施年の7月31日までに提出する(提出先は6 (2) イ (イ) のとおり。)。

イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、厚生労働大 臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。

### 8 集計事項

- (1) 全国に関する事項
  - ① 常用労働者に関する事項
    - ア 一般労働者(短時間労働者を除いたもの)に関する事項
      - (ア) (年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、 平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平 均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、 期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数 階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働 者数

(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給 与額階級別労働者数及び分布特性値

(エ) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数(常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。)

(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分 布特性値

(力) (役職、年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ク) (役職別所定内給与額分布)

産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ケ) (職種、年齢階級別所定内給与額等)

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内 実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給 与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働 者数

(コ) (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(サ) (職種別所定内給与額分布)

職種、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内 給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(セ) (在留資格区分別所定内給与額分布)

在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ソ) (初任給額等)

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

(タ) (初任給額の分布)

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性 値

- イ 短時間労働者に関する事項
  - (ア) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均 月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定 内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

- (イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等) 産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数
- (ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値

(エ) (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり 所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手 当等特別給与額及び短時間労働者数

(オ) (短時間労働者の在留資格区分別1時間当たり所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

- ② 臨時労働者に関する事項
  - (ア) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たりきまって支給する現金給与額等) 産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日 当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及 び臨時労働者数
  - (イ) (臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額分布) 産業、企業規模、性、1時間当たりきまって支給する現金給与額階級別臨時 労働者数及び分布特性値
  - (ウ) (臨時労働者の職種別1時間当たりきまって支給する現金給与額)

職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1時間当たりきまって支給 する現金給与額及び臨時労働者数

### (2) 都道府県に関する事項

○ 常用労働者に関する事項

### ア 一般労働者に関する事項

### (ア) (年齢階級別所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間 所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する 現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及 び労働者数

### (イ) (職種別所定内給与額等)

地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

### (ウ) (初任給額等)

地域、産業、性、学歴別初任給額

### イ 短時間労働者に関する事項

### (ア) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、 平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年 間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

### 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物(報告書)により公表する。

### (2) 公表の期日

調査の結果は、概要については調査実施翌年の3月、詳細については調査実施翌年の6月までに公表する。

### 10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。

### 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
6の(2)のイの(イ)の	調査実施年の6月30日か	厚生労働省賃金福祉統計
②又は(ウ)の②により厚	ら2年間	官
生労働大臣に提出された		
調査票		
6の(2)のイの(イ)の	永年	厚生労働省政策統括官付
②又は(ウ)の②により厚		参事官(企画調整担当)
生労働大臣に提出された		

調査票を収録した電磁的		
記録		
6の(2)のイの(ウ)の	調査実施年の6月30日か	都道府県労働局長
②により保管する調査票	ら1年間	

### 別表

### 1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小
	笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松
	浦郡のうち小値賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甑町、里町及び下甑町、鹿児島
	郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、
	大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び
	与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大
	東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

※この表に掲げる名称は、平成 31 年 3 月 1 日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

### 2 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職

### 3 調査する職種

明旦、ソージが以上		
自然科学系研究者	販売店員(百貨店店員	溶接工
化学分析員	を除く。)	機械組立工
技術士	スーパー店チェッカー	機 械 検 査 工
一級建築士	自動車外交販売員	機械修理工
測 量 技 術 者	家庭用品外交販売員	重電機器組立工
システム・エンジニア	保険外交員	通信機器組立工
プログラマー	理容・美容師	半導体チップ製造工
医師	洗たく工	プリント配線工
歯科医師	調理士	軽電機器検査工
獣医師	調理士見習	自動車組立工
薬剤師	給仕従事者	自動車整備工
看護師	娯楽接客員	パン・洋生菓子製造工
准看護師	警備員	精紡工
看護補助者	守衛	織布工
診療放射線・診療エッ	電車運転士	洋裁工
クス線技師	電車車掌	ミシン縫製工
臨床検査技師	旅客掛	製材工
理学療法士、作業療法	自家用乗用自動車運転	木型工
士	者	家具工
歯科衛生士	自家用貨物自動車運転	建具製造工
歯科技工士	者	製紙工
栄養士	タクシー運転者	紙器工
保育士(保母・保父)	営業用バス運転者	プロセス製版工
介護支援専門員(ケア	営業用大型貨物自動車	オフセット印刷工
マネージャー)	運転者	合成樹脂製品成形工
ホームヘルパー	営業用普通・小型貨物	金属・建築塗装工

福祉施設介護員 自動車運転者 機械製図工 弁護士 航空機操縦士 ボイラーエ 公認会計士、税理士 クレーン運転工 航空機客室乗務員 社会保険労務士 製鋼工 建設機械運転工 不動産鑑定士 非鉄金属精錬工 玉掛け作業員 幼稚園教諭 発電・変電工 鋳物工 型鍛造工 高等学校教員 電気工 大学教授 鉄鋼熱処理工 掘削·発破工 大学准教授 圧延伸張工 型枠大工 大学講師 金属検査工 とびエ 各種学校・専修学校教 一般化学工 鉄筋工 化繊紡糸工 員 大工 個人教師、塾・予備校 ガラス製品工 左官 陶磁器工 講師 配管工 記者 旋盤工 はつり工 デザイナー フライス盤工 土工 ワープロ・オペレータ 金属プレスエ 港湾荷役作業員 鉄工 ビル清掃員 キーパンチャー 板金工 用務員 電子計算機オペレータ 電気めっき工 バフ研磨工 百貨店店員 仕上工

シ 體 IJ 新游 計数 梳束

御 働 米 刑 画

継

占

年6月分]

(新元号)

nΙρ

梅

凝 0

\$

牃 圏 K

цle

妝

版

緥

崙

都道府県 番 号

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

莈

靐

11111

箈

Ħ

革

型

華 倒

賃

局 署 記入欄

記入上の注意

6月30日現在(総与締切日の定めがある場合には、6月における股終の結与締切日現在) 又は6月1日から6月30日までの期間(総合権助日の定めがある場合には、6月の股終の給与総切日以前1か月間)の収決について記入してください。
 2. 開査票の記入に当たっては、「開査票記入要領」をよくお読みください。
 3. 開産票の記入に当たっては、「開査票記入要領」をよくお読みください。
 3. 開産票の記入年行のボールペンで記入してください。
 4. 開充票の記入事項で該当ながかあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
 5. ※印欄は記入しないでください。

事業所の臨時労働者数

(O)

敎 柳 奄 米 甘田 倒 H 典 臨時労働者数 日々又は1か月未満の期間を定めて雇われ ている労働者 宋 常用労働者に該当しない労働者  $\bowtie$ 臨時労働者

工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。 10人~ 29人 30人~ ص (貴事業所が属する企業全体(本社、支社、 100人~ 300人~ 200人~ 企業全体の常用労働者数 1,000人 $\sim$ 2,000人 4

76~79

子66

299人

466年

丫666

4,999人

以

(金

(内線

恕

 $\overline{}$ 

連絡先電話番号

田 子 子 子 子

並びに法人番号

校 型

事業所の名

び所在

菼

Ξ

記入担当者氏名

品は容

関な年産る参える。

主の事

3

新規学卒者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。 (2)

貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員 Θ

がんだい	校、周母・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を同名した書き	なけったものったなけがらから者をいい、またでは、大学医学部及び情学部、収修学校、各種学教を養養を養養を持て、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般を表現を表し、一般を表現を表し、	783、	2. 初任給額は、貴事業所に配属されている新規学卒者について、所定内容上額から通過主当を除いた。	版を記入してください。 (所定内 給与額は、きまって支給する現金 総に始から数認金編を下の。)	が大きなが、シュースののインのでは、 外手当、株化手当、株化手当、作 日直手当等)を除いたものです。 また、省与は含みません。)
	松用人員	Υ				
X	餋	智用				
741	怨	Ĥ	*****	~~~~	~ ~ * * * * *	
	用	ĸ	***********		**********	L
	124					
	額解採用人員	Υ				
角	盤	百円				
m/	怨	÷	the for the six ser use	har use his view ord to	ne ole an me me an	. 64 54 48 50 54
	桕	7	The sale age was per any	AC 100 DE 200 100 C	*****	7 VA AN 100 VA AN 1
	砌					
< b		富校 卒	高専・短大卒	大事務系	本 技術系	大 学 院 修士課程修了

辫

働者。

米

丑 扭

魵

丑

共

羧

괚

光衡

Щ

純

尔

M

貴事業所において、 正社員・正職員と する者

期間を定めずに雇われて いる労働者

常用労働者とは

常用労働者

正社員・正職員

(注)個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

事業所の常用労働者数

Θ

①の初任給額の確定状況

(3)

用

正社員·正職員 以外

1か月以上の期間を定めて

届われている労働者

をいいます

女

常用労働者のうち 「正社員・正職員」 以外の者

盂

괚

专

泺

Æ

驰

本年度の初任給額として確定したものである。 ベース・アップが決まっていない等のため 確定していないものである。

2. 初任総額は、貴事業所に配属されている新規学卒者について、所 れている新規学卒者について、所 を行約年 時から面域事業を 初を記入してください。(所定内 給与額は、きまって支給する現金 給与額がら超過労働給与額(時間 介井当、第4年当、将 日間手当等)を除いたものです。 また、複与は含みません。)

採用人員のうち、本社等で一括 採用し、支社等に配属した場合の 人員は、配属先の支社等に含め、 本社等から除きます。

個人票 の枚数

この調査は、統計法に基づく基体統計を作成するために行う調査です。 この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については制則があります。 この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

脈

负币統計

些

红岩

भ्रा

麗甲

事業所で記入対象労働者 を譲引できる番号等のほか、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。 響 外国人労働 者について 記入してくだ さい。 空中 日本人及び特別決任者等は住者等は記入不要です。 留資 (21) 3か月を超えて算定 されるものは含みま す。 賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものは含みませ この調査票に記入された事項について は、統計以外の目的に使ったり、他に 弱らしたりすることはありません。 加田 間、等額 件<sup>本</sup>训中 (20) **小**結 年黃末別 2 昨の期特 | 通勤労働者に対 | 一定期間の所定 快業家族を右す 3% | に、通勤交通費 労働目において選 る労働者に対し、協助交通費 別・単、次勤等 支給する手当 の全値欠は一倍 別・単、次勤等 支給する手当 として支給する手 の事をが一定回当 に対し支給する手 E製造業で年業所規模99人以下の非業所、 間売業小売業、KTO物品賃貸業、L学格研究、専門・技 植かービス業、M電台業、教育サービス業、化共開助 サービス業が業業、P医療福祉、XIRサービス業(他 に分類されないもの)で同29人以下の半業所のみ記入 してください。 w E 11 **₩**2, (19) (19) (19) V ٢ (15) で割 ~ ふ手 Ħ (18) (15)のう 精智動 金箔 ¢π する現 m EC や訓 ť 发府統計 夞 (2)規 꽰 ₩ S ۲ 心寒窟 時間外手当、 「傑夜手当、 (休日手当、 宿日直手当等 'n Œ (16) (16) 中北 (18) 116 \* Ŧ 查 1か月を超え、 3か月以内の期間で 資 算定されるものも含 (4) 0 ベース・アップに よる5月分以前の 差額通給は除き ます。 田田 陶を 0 過光をかませる 111111 年6月分) 超結合 痥 徊 来労働 所定内 超 過 田 数 実労働 東労働 時間数 時間数 夣 30分以上は 切り上げ、 30分米湖は 切り拾ててく ださい。 H 田台 (12) (13) (14) 華 ₩ ((新元号) 蝍 嵖 (9)種の役職に核辿しない お参加にしてた的人したください。 りに年以上 他企業での経験 教 1年米減の麺 数は切り拾て てください。 欰 侰 枡 も含みます。 迴 粔 睴 磔 (01) Щ 11年未讀 11年未讀 11年未讀 掛 羅卟 (6) 役苗 ūķ 管事技 理務術 管事技 行事技 理務術 理務術 管事技 管事技 理務術 埋務術 管事技 管事技 用統件 管事技 理務物 理務循 管事技 型務術 管事技 Ø 2 2 8 2 7 陶糧 8 抽 臌 1年未満の 端数は切り 拾ててくだ さい。 刪 8 數年 年幣 9 压 (4)熱熱形態機の「1一段」にOを付けた労働者についてたのを記入したくだったのがおいないとしていたのがおいい、たのみ記入したください。 大学院 大 大学院 大 大学院 大学院大学院 大 大学院 大 大学院 大学院 大学院 大学院 閚 「5臨時労働者」に○を付けた 労働者については、(1)~(3)、(6)、(10)、(12)~(16)のみ記入 緥 掛 サ大 高短 高短 极大 中大 高短 基大 高短 基大 高角 高額 基大 က က က က က (5) 粱 盐 荻 挺 校 玆 锤 赵 挺 ਠ Ø 玆 Ø 榁 农 摔 玆 O 海 赼 03 耀 都道府県 番 号 してください。 継巡 風時間 題韓国 短時間 短時間 領時間 短時間 短時間 4 就形 数 贫 錢 鉄 荽 袋 -数 1 紋 臨 時 光極光 は正社員・正職員のうち雇用期間 の定めがない人。 は正社員・正職員のうち雇用期間 の定めがある人。 は正社員・正職員以外のうち雁用 は正社員・正職員以外のうち雇用 期間の定めがある人。 臨時労働者 5 臨 時 労働者 臨 労働者 臨 時労働者 随 労働者 臨時労働等 路路方尖侧岩 臨時労働等 臨 労働者 臨時労働者 ເນ വ ß ω S വ ເດ 豐 (A) 期間の 正社員·正職員 英語の 事物の 定有 定有める 定有 定有 ぼめ は常用労働者以外の人。 期間の定めがない人。 2 期間の 開発の機 朝間の 知問の 期間の 初間の 100 常用光極者 海線の 定無 定権 定無 定業 記録 က က က က က က က က က ಣ く査 Æ 正職員 期間の元 明間の 朝間の 西面の 最高の 期間の有名の 対面の 強を 净有 定有 グ麗 定る 定る 定有 定者 定有 Ø Ø 8 a 計法に基・幹統計制 正社員 期間の言 加田の 期間の言 期間の が高り 専題の 明問の 期間の Щ 定無 定の無 定無めの 定無 定無める 海の神 活動 海野の 定職の 定無める -¥ ¥ 女 X 女 男女 K K O 2 <u>k</u> 2 K 2 眠 ER 民 民 眠 黑 ₽ ER 流基 一連卷号

この副本は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査やす。 この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については刑則があります。 この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の徒用のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

理形術

様式第2号

校目

颖

賃金構造基本統計調查調查票新旧対照表(案)

(事業所票)

変 更 理 由	2019年5月に予定されている改 - 立対応のため、調査票様式の「平 - 一	変 理 理 由	2019年5月に予定されている改 元対応のため、調査票様式の「平 成」を新元号に置き換える。	近年個人情報保護に対する意識 が高まっており、行政における 個人情報の取扱い状況が注視される中、重大な個人情報漏洩の リスクを減らし、調査対象事業 所の協力を得やすくするため、 調査事項から「労働者の番号又
変更前	毎年造 本 統 計 調	変更前	質金構造基本統計調査 個 人 無	李 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(事業所票) 変更案	賃金構造基本統計調查事 業 所 票 所 票	(個人票) 変更案	質金 構造基本 統計調査       個人     人       ((新元号)     年6月分)	(削)

「労働者の番号又は氏名」の削	除に伴う項番号ずれ	
	議 田 忠 恭 義 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬 敬	1 は定社員・正様員のうち雇用期   (5)株業形態機の   11   株式には   12   13   13   13   13   13   13   13
(\$) (*)	<b>製業 教 教 教 教 教 競 教 標</b>	期間 (山東紫形態欄の 11 一般14 (2を付 12 ) (2 ) (2 ) (2 ) (3 ) (3 ) (3 ) (3 ) (
(2)	<b>斯</b>	1 住正社員・正様員の今ち雇用期間の定めが4ない人。 3 住正社員・正様員以外のうち雇用期間の定めが5なん、4 日正社員・正様員以外のうち雇用期間の定めが5ない人。 5 住常用労働者 監
	(4) (5) (4)	(3)     (4)     (5)     (3)     (4)     (6)       用 形 勘 試業 最 教 中 題 本 面 田

変更理由	所に伴う項番号ずれの番号ずれ	
変更前	(19) (44) (19) (19) (19) (19) を乗って 3 (10) を乗って 3 (10) を乗って 3 (10) を 4 (10	ASSESSMENT TO THE PROPERTY OF
変更案	132   113   114	

.

変更理由	我が国で就労する外国人は年々	増加しているところ、平成31年	4月より新たな在留資格による	外国人材の受け入れが開始され	ることから、さらなる増加が予	想される。そのような中、関連	政策を的確に展開するため、外	国人労働者の就労状况、とりわ	け賃金の実態を把握する必要が	あることから、外国人について	在留資格を調査する。		開査事項から「労働者の番号又	は氏名」を削除することに伴い、	実査において事業所に照会を行	う際に、事業所が個人票の記入	対象労働者を識別できるよう、	備考欄への記載内容を追加す	Š
変更前			楽	-		を発せる機能	2. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10						ſ						
変更案		portion of the control of the contro	(1.7) 杆笼游戏——结		M国人労働   事業所で記入対象労働者	おストンスプーを観りできる番号等のほ	学に、一一学習人工教学教践は鑑	されなどと				2000年		田 中 中 市 田 市 中 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市					

### 賃金構造基本統計調査の実施の必要性

### 1. 目的•必要性

賃金構造基本統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用形態、 就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等の労働者の属性別に みた我が国の賃金の実態を、事業所の属する地域、産業、企業規模別に明らか にすることを目的として、昭和23年から毎年実施している。

労働者の賃金を構造的な視点から捉える本調査は、労働政策や労働に関する 研究において重要な資料であり、企業の経営のみならず、社会全般においても 大きな関心を持たれており、本調査の実施は不可欠である。

### 2. 他調査との重複

賃金に関する統計調査としては、本調査の他に、「民間給与実態統計調査」(国税庁実施(基幹統計調査))、「職種別民間給与実態調査」(人事院実施(一般統計調査))、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省実施(基幹統計調査))、「就労条件総合調査」(厚生労働省実施(一般統計調査))がある。

しかし、民間給与実態統計調査は、年間の租税収入の見積り、租税負担の検 討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている側面が強く、控 除額等租税に係る調査項目は充実しているものの、賃金に関しては、年間の給 与・手当総額、賞与等のみであり、労働者個人の属性分類についても性、年齢、 勤続年数に限定されている。

職種別民間給与実態調査は、公務員給与の検討資料を得ることを目的として おり、調査対象事業所について産業や事業所規模が限定されているほか、労働 者の属性分類についても性、年齢、学歴に限定されている。

毎月勤労統計調査は、事業所に対する調査のみであり、賃金に関して事業所が支払った給与総額を調査項目としており、労働者の属性別に賃金を調査しているものではない。

就労条件総合調査は企業における賃金制度(賃金の決定要素、業績評価制度等)を把握するものであり、賃金の支給額を調査しているものではない。

### 3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の活用については、本調査を代替、あるいは本調査に活用できるものはない。

4. 事業所母集団データベース履歴登録について

調査結果名簿のDB履歴登録は調査年12月上旬を予定している。

### 賃金構造基本統計調査結果の利用状況

### 行政上の施策等への利用

- 〇 最低賃金の算定関連
  - 中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を定める際の資料として利用
- 〇 労災保険給付額の算定関連
  - 労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定資料として利用
- 〇 地域手当の算定関連
  - ・ 人事院による地域手当の支給地域及び支給割合を決定する際の資料として利用
- 〇 女性の役職者割合関連
  - ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準を定める際の資料として利用

### 白書における分析での利用

- 〇 労働経済の分析 (労働経済白書)
  - 雇用形態別の賃金等
- 〇 厚生労働白書
  - ・ 役職別管理者に女性が占める割合等
- 〇 経済財政白書
  - 賃金カーブの変化等
- 〇 男女共同参画白書
  - 平均勤続年数及び年間平均所定内給与額等
- 〇 子供・若者白書
  - 雇用形態別平均賃金等
- 〇 ものづくり白書
  - 「きまって支給する現金給与額の推移」及び「所定内給与額の推移」等

### 企業・個人の資料としての利用

- 〇 企業の賃金決定の資料
- 〇 初任給の水準把握資料
- 賃金関係の訴訟等に関する資料
- 〇 職種・年齢別等の平均的な賃金の把握資料

### その他の利用

〇 学者・研究機関による利用